

埼玉県歯科口腔保健推進計画(第3次)概要版

計画策定の趣旨

歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき策定

計画の位置付け

5か年計画・地域保健医療計画の下位計画
健康長寿計画・食育推進計画と相互に連携

計画期間

2019年度～2023年度(5年間)

基本理念

- 生涯にわたる歯科疾患の予防に向けた取組と歯科疾患の早期発見、早期治療の促進
- 乳幼児期から高齢期までの各時期での適切かつ効果的な口腔の健康の確保
- 関連分野における施策との連携、関係者の協力により、総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進

目標

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

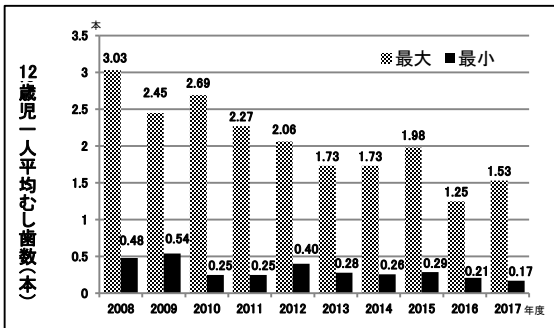
現状・課題

1 生涯を通じた歯・口腔の健康づくり

・ライフステージごとの特性を踏まえ、きめ細かな歯科保健サービス体制を構築

2 母子歯科保健・学校歯科保健対策の推進

・子供のむし歯有病者率の地域間格差について改善が不十分



各年度における12歳児(県内公立中学校生徒)一人平均むし歯数(本)の最大市町村と最小市町村の比較

3 成人歯科保健医療対策の推進

・効果的な保健指導等の基盤整備の推進

4 高齢者や障害者に対する歯科保健医療体制の確保

・在宅歯科医療の更なる推進
・訪問歯科診療や障害者歯科診療に対応する歯科医師等の養成など人材の育成と確保

施策の展開

1 歯科疾患の予防

- 1) 妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進
- 2) 幼児・児童生徒のむし歯予防のためのフッ化物応用の推進
- 3) 成人期の歯科口腔保健の推進
- 4) 高齢期の歯科口腔保健の推進
- 5) 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発

2 生活の質(QOL)の向上に向けた口腔機能の維持・向上

- 1) 糖尿病やがん、心疾患、脳卒中などの生活習慣病及び喫煙による影響対策の推進
- 2) 介護予防における口腔ケアの促進

3 定期的な歯科検診(健診を含む)及び保健指導の促進

- 1) かかりつけの歯科医師(歯科医院)の定着
- 2) 定期歯科検診(健診を含む)の促進

4 歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

- 1) 要介護高齢者等在宅療養者の生活の質(QOL)を高める在宅歯科医療の推進
- 2) 障害児・者等に対する歯科医療の推進

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- 1) 市町村における歯科口腔保健の推進
- 2) 医科歯科連携の推進
- 3) 人材の育成・確保

計画の推進

- 1 各主体(県、市町村、事業者、医療保険者等)の役割
- 2 計画の進行管理と評価

主な数値目標

○12歳児でう蝕(しょく)のない者の割合の増加
現状値 68.5%(2016年度) →78.1%

○成人期の歯科に関わる保健指導を行う市町村の増加
現状値 43市町村(2017年度) →全市町村

○60歳代における咀嚼(そしゃく)良好者の割合の増加
現状値 71.2%(2016年度) →81.5%

○翻がん患者(予防、周術期を含む。)に対応可能な歯科医療機関数の増加
現状値 866機関(2018.5末) →1,200機関

○翻介護予防事業等において口腔機能向上のための取組を実施する市町村数の増加
現状値 55市町村(2017年度) →全市町村

○翻成人を対象とした歯科検診を実施している市町村数の増加
現状値 54市町村(2017年度) →全市町村

○在宅歯科医療実施登録機関数の増加
現状値 783機関(2018.5末) →1,200機関

○歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している市町村の増加
現状値 37市町村(2018.12末) →全市町村